明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

るもの」の下に「（以下この号において「早期再就職者」という。）」を加え、「十分の六」を「十分の七」に改め、「十分の四」の下に「（早期再就職者にあつては、十分の三）」を加え、同項第三号中「八まで」を「ニまで」に改め、同号中ハをニとし、ロをハとし、イの次に次のように加える。

ロ　高年齢受給資格者　その者を高年齢受給資格に係る離職の日において三十歳未満である基本手当の受給資格者とみなして第十六条から第十八条までの規定を適用した場合にその者に支給されることとなる基本手当の日額（その金額がその者を基本手当の受給資格者とみなして適用される第十六条第一項に規定する一万千七百四十円（その額が第十八条の規定により変更されたときは、その変更された額）に百分の五十を乗じて得た金額を超えるときは、当該金額）

第五十九条の見出しを「（求職活動支援費）」に改め、同条第一項を次のように改める。

求職活動支援費は、受給資格者等が求職活動に伴い次の各号のいずれかに該当する行為をする場合において、公共職業安定所長が厚生労働大臣の定める基準に従つて必要があると認めたときに、支給する。

一　公共職業安定所の紹介による広範囲の地域にわたる求職活動

二　公共職業安定所の職業指導に従つて行う職業に関する教育訓練の受講その他の活動

三　求職活動を容易にするための役務の利用

第五十九条第二項中「広域求職活動費」を「求職活動支援費」に、「前項の求職活動」を「前項各号の行為」に改める。

第六十条第二項中「新たに受給資格」及び「その受給資格」の下に「、高年齢受給資格」を加える。

第六十条の二第一項第一号中「被保険者（高年齢継続被保険者」を「一般被保険者（被保険者のうち、高年齢被保険者」に、「を除く。次号において「一般被保険者」という。）」を「以外の者をいう。次号において同じ。）又は高年齢被保険者」に改め、同項第二号中「一般被保険者」の下に「又は高年齢被保険者」を加え、同条第二項中「（高年齢継続被保険者を除く。以下この項において同じ。）」を削る。

第六十一条の四第一項中「高年齢継続被保険者」を削り、「その一歳」の下に「に満たない子（民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百十七条の二第一項の規定により被保険者が当該被保険者との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて、当該被保険者が現に監護するもの、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十七条第一項第三号の規定により同法第六条の四第一項に規定する里親である被保険者に委託されている児童のうち、当該被保険者が養子縁組によつて養親となることを希望している者及びその他これらに準ずる者として厚生労働省令で定める者に、厚生労働省令で定めるところにより委託されている者を含む。以下この項及び第六項において同じ。）」を加え、「）に満たない子」を「に満たない子）」に改め、同条第七項中「第二十二条第三項」の下に「及び第三十七条の四第三項」を加え、「同項」を「第二十二条第三項」に、「とあるのは、」を「とあるのは」に改め、「であつた期間に」と」の下に「、第三十七条の四第三項中「第二十二条第三項」とあるのは「第二十二条第三項（第六十一条の四第七項において読み替えて適用する場合を含む。）」と」を加える。

第六十一条の六第一項中「ための休業」の下に「（以下「介護休業」という。）」を加え、「、当該休業」を「、当該介護休業（当該対象家族を介護するための二回以上の介護休業をした場合にあつては、初回の介護休業とする。以下この項において同じ。）」に、「当該休業」を「当該介護休業」に改め、同条第二項中「同項に規定する休業」を「介護休業（同一の対象家族について二回以上の介護休業をした場合にあつては、初回の介護休業とする。）」に改め、同条第三項中「第一項に規定する休業」を「介護休業」に、「当該対象家族を介護するための休業」及び「当該休業」を「当該介護休業」に改め、同条第四項中「休業を」を「介護休業を」に改め、同条第五項中「第一項に規定する休業」を「介護休業」に、「同項」を「第一項」に改め、同条第六項中「が対象家族を介護するための休業」を「が介護休業」に改め、「であつて、当該休業を開始した日から起算して九十三日を経過する日後」を削り、「該当する休業」を「該当する介護休業」に改め、同項第一号を次のように改める。

一　同一の対象家族について当該被保険者が四回以上の介護休業をした場合における四回目以後の介護休業

第六十一条の六第六項第二号中「当該対象家族」を「同一の対象家族」に、「休業（対象家族を介護するための休業をいう。以下この号において同じ。）」を「介護休業」に、「休業を開始」を「当該介護休業を開始」に、「休業を終了」を「当該介護休業を終了」に、「日後の休業」を「日後の介護休業」に改める。

第六十一条の七第二項中「前条第一項に規定する休業」を「介護休業」に、「、前項」を「、同項」に、「当該休業」を「当該介護休業」に改める。

第六十六条第三項第一号イ中「徴収法第十一条の二の規定により高年齢労働者を使用する事業の一般保険料の額を同条の規定による額とすることとする場合には、当該一般保険料の額に徴収法第十二条第六項に規定する高年齢者免除額（同条第一項第一号に掲げる事業に係るものに限る。以下この号において同じ。）を加えた額のうち雇用保険率に応ずる部分の額から高年齢者免除額を減じた額」を削る。

第七十二条第一項中「第三十七条の四第五項」を「第三十七条の四第六項」に改める。

第七十九条の二中「第三十七条の四第四項」を「第三十七条の四第五項」に改める。

附則第七条を次のように改める。

第七条　削除

附則第十二条の二中「第六十一条の六第一項に規定する休業」を「介護休業」に、「同条第四項」を「第六十一条の六第四項」に改める。

（労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部改正）

第三条　労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）の一部を次のように改正する。

第十一条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（一般保険料の額）」を付し、同条第一項中「第十二条」を「次条」に改める。

第十一条の二を削る。

第十二条第一項第一号中「雇用保険率」の下に「（第五項又は第八項の規定により変更されたときは、その変更された率。第四項を除き、以下同じ。）」を加え、同条第四項中「千分の十七・五」を「千分の十五・五」に改め、同項ただし書中「千分の十九・五」を「千分の十七・五」に、「千分の二十・五」を「千分の十八・五」に改め、同条第五項中「千分の十三・五から千分の二十一・五まで」を「千分の十一・五から千分の十九・五まで」に、「千分の十五・五から千分の二十三・五まで」を「千分の十三・五から千分の二十一・五まで」に、「千分の十六・五から千分の二十四・五まで」を「千分の十四・五から千分の二十二・五まで」に改め、同条第六項中「（前条の規定により高年齢労働者を使用する事業の一般保険料の額を同条の規定による額とする場合には、当該一般保険料の額に第一項第一号に掲げる事業に係る高年齢者免除額（前条の規定により第十一条第一項の規定による額から減ずることとする額をいう。以下この項及び第三十一条において同じ。）を加えた額のうち雇用保険率に応ずる部分の額から当該高年齢者免除額を減じた額）」を削り、「第一項第三号」を「同項第三号」に、「同条第一項」を「第三十一条第一項」に改め、同条第九項中「千分の十三・五から千分の二十一・五まで」を「千分の十一・五から千分の十九・五まで」に、「千分の十三・五から千分の二十一まで」を「千分の十一から千分の十九まで」に、「千分の十五・五から千分の二十三・五まで」を「千分の十三・五から千分の二十一・五まで」に、「千分の十六・五から千分の二十四・五まで」を「千分の十四・五から千分の二十二・五まで」に、「千分の十六から千分の二十四まで」を「千分の十四から千分の二十二まで」に改める。